

【閲覧用】

令和 4 (2022) 年第 8 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 4 (2022) 年 7 月 8 日 (金)				
開催場所	飯塚市役所本庁 2 階 多目的ホール				
開会	午後 2 時	閉会	午後 3 時 10 分		
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第 29 号	農地法第 3 条の許可申請について (令和 4 年第 7 回総会継続審議分)		許可	1 件
	議案第 33 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	6 件
	議案第 34 号	買受けに係る適格証明願書について		継続審議	1 件
	議案第 35 号	農地転用計画変更申請について		許可相当	2 件
	議案第 36 号	農地法第 4 条の許可申請について		許可相当	1 件
	議案第 37 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当	8 件
	議案第 38 号	農用地利用集積計画 (利用権設定) について		決定	25 件
	議案第 39 号	農業振興地域整備計画の変更について		決定	5 件
	協議第 12 号	農地法第 3 条申請・農地改良の同時申請について		決定	
	報告第 23 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について		済	2 件
	報告第 24 号	農地転用完了等の報告について		済	
出席委員	農業委員	19 人	農地利用 最適化推進委員	10 人	
欠席委員	農業委員		0 人		
署名委員	9 番	水間 惣吾	11 番	藤田 武治	
事務局	局長	田中 善広	係長	植木 功	
	主任	安藤 正紘	主事補	野中 智仁	
	会計年度職員	市吉 英男	会計年度職員	松隈 光明	

農業委員出席状況 (19名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	○
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	○
3	橋本 周	○	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	○
6	新開 剛	○	16	嶋田 正志	○
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	○	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況 (10名)

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	—	16	山本 眞二	○
2	幸崎 勲	—	17	大久保 敏昭	○
3	三村 保始	○	18	久井田 和則	—
4	肘井 郁秀	—	19	松尾 重治	—
5	高木 俊巳	—	20	大隈 雄二	○
6	市吉 敏浩	—	21	中野 良則	—
7	城丸 浩二	—	22	稲富 政文	○
8	池田 益男	—	23	多田 信之	—
9	末永 保	○	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	○
11	河邊 敏浩	—	26	佐野 元春	○
12	星野 弘明	○	27	谷 義昭	—
13	大庭 良幸	—	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	—	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	○	30	高松 安幸	—

議案第 29 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について（令和 4 年第 7 回総会継続審議分）

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	当申請につきましては、前回総会において審議いただいた際、申請人からの連絡、現地調査等が完了していなかったことにより継続審議となった案件でございます。その後 6 月 30 日に地区担当農業委員及び推進委員、申請者、事務局の 4 者にて現地確認が完了いたしましたので、再審議をしていただくものであります。		
地区推進委員報告	（17 番推進委員：大久保委員） 6 月 30 日に申請者及び事務局、地区の農業委員、私で現地確認を行い、申請者から説明を受けております。[REDACTED]、農地として譲り受けられるとのことで、申請者は現在所有されている農地を耕作されております。問題はないかと思います。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 33 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 33 号第 2 項及び第 3 項と一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	（3 番推進委員：三村委員） 2 項、[REDACTED] から [REDACTED]。3 項も [REDACTED] から [REDACTED]。ここがポイントであります。要するに 2 項の [REDACTED] が農業をやめるということで、本家筋に当たる [REDACTED] にどうにか活用してもらえないかという相談があったことから始まったものです。したがって、3 項はこれを機会に [REDACTED] は妻である [REDACTED] に集約してしまい、この際農業の規模拡大を図ろうと、近くにあります [REDACTED] の畑も併せて取得をしてやって		

	いこうということでありませす。元々は [REDACTED] 余の田んぼしか所有しておりませんでした。したがって、農業機械等はほとんどありませんけれども作業委託などを行って今までも順調に営農を続けてきたものですから、何ら問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第 33 号第 2 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 33 号第 1 項及び第 3 項と一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	議案第 33 号第 1 項に記載。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 33 号第 3 項 農地法第 3 条の許可申請について

※議案第 33 号第 1 項及び第 2 項と一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED]
譲渡人	[REDACTED]		
備考	贈与		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	議案第 33 号第 1 項に記載。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 33 号第 4 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]
-----------------	------------

譲受人	耕作面積 耕作者数
譲渡人	
備考	売買
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(12番推進委員：星野委員) 6月19日に申請者本人から電話があり、電話での聞き取り調査。7月6日、3条許可申請書の書面調査を行い、また現地での確認を行い、現在とも休耕田の状態となっております。6月19日の電話での聞き取り調査では今後稲作をされるとのことでした。譲受人の居住地は飯塚管外、であり、兼業農家としてほどの耕作をされており、また農業機械、トラクター、田植え機、コンバインも所有されております。なお、農業委員会からの耕作証明書もとられております。これらを踏まえると何ら問題ないと考えられます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第33号第5項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	
譲受人	耕作面積 耕作者数
譲渡人	
備考	売買
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(15番推進委員：葛原委員) 7月6日にが私の家に来られまして、がちょっと体の具合が悪いので売り買いしてくださいという話になりまして、所有地整理したそうです。は今年から水稻を植えるそうです。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第33号第6項 農地法第3条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	
譲受人	耕作面積 耕作者数

譲渡人	■■■■■ ■■■■■
備考	売買
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(25番推進委員：伊藤委員) 7月3日に■■■■■と一緒に現地調査をしまして、休耕田で10年以上■■■■■が管理もせず、草の背丈も2m伸びたような状態で放置しておりましたが、隣接する■■■■■が刈り取って、私が隣同士だから買うということで、別に問題点はありません。しかし、農業委員会と地元の生産組合長さんに草刈りをしてくださいという苦情が何回もありまして、本人に言いましたが、全く無視した状態です。今後こういうことが発生する恐れがありますので、また皆さん方で検討させていただきたいと思えます。申請自体は特に問題ありません。
質疑・意見	なし
審議結果	許可

議案第34号第1項 買受けに係る適格証明願書について

土地の所在地 地目、面積	大分字小瀬隈75番 田 4,182㎡ 外 計5筆 14,111.00㎡		
申請者	■■■■■ ■■■■■	耕作面積 耕作者数	■■■■■ ■■
農地法該当条項	第3条第1項		
権利内容	所有権		
事由	競売		
第3条第2項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	競売農地5筆は農業振興地域内、農業地区内農地。いわゆる青地と言われる区域内に存在している農地です。したがって、農地利用が条件となります。今回の競売物件については農地転用を目的とした農地取得ができません。買受適格証明書とは、今回の場合、農地法第3条の許可見込みがある申請者に発行するものであり、農地の競売に参加するために必要な書類です。これは農地を取得できない人が買受人となることを未然に防ぐものであり、農地法第3条の許可の見込みがない場合、競売に参加できないことになっております。今回、申請者は■■■■■の農地を所有されておりますが、競売により取得した農地面積を含めて5,000㎡を超えなかった場合には農地法第3条第2項5号の下限面積に達しないため、農地の取得はできないものとなっております。またそのことについては買受適格証明書に記載したいと思っております。		
質疑・意見	(11番農業委員：藤田委員) 今回提案されたのは適格証明書の提出願いですので、大きな意味で審議		

する必要があるのでどうか私も分かりませんが、この方は今、
■ くらいの面積、耕作面積。今度買いますと ■ になるわけ
ですけども、事務局から色々話を聞いた段階では機械、農機具等々
については結構所有をしてあるという話ですけども、我々農業委員とか
推進委員は今回の物件について確認をしておりません。そういったと
ころでちょっと不明なところもあるわけですけども、歳から言っても ■
■ を超えてある。そして住まいは ■ ということで、■ の手前のと
ころぐらいに住んであるということですけども、競売の内容によってど
う変わるか分かりませんが、今度3条申請が出た時点で大きくは審
議していただければいいと思いますけれども、その辺が非常に懸念さ
れる内容ですので、それぞれ皆さんについても、そういったことを含めて
今回審議に参加していただきたいと思います。

(16番推進委員：山本委員)

ここの農地については、実は単純に田んぼに草が生えている訳ではない
です。ここの ■ が途中で投げ出した、ちょ
っと言い方悪いけども、というような農地でありまして。実は大豆を作
っておられまして、石なんかものがものすごく出ている農地なんですね。で
すので、簡単にお米を作ろうといってもすぐに作れる農地ではないんで
す。例えば、地元の大豆の生産組合とかがあるんですけども、「ここで大
豆つくれんか」と私は聞いたことがあるんですが、ちょっと中々、トラ
クターが壊れるとあって、作るという話はありません。年齢が ■ と
いうことですので、これから石を掘り出して、そこが田んぼとして機能
する、耕作できるような農地として元に戻すことが最初の段階でして、
その段階をこの方ができるかどうか。年齢が ■ で ■ に住まれて
いて、ちょっと遠いと。資金面ではどうなのか。資金面と言いますと、
例えばユンボとか色々な機械で掘り起こして石を運び出さないといけ
ないんですけども、それがこの方が ■ していま
して、資金的に本当に大丈夫なのか。その辺の調査を事務局にしてい
たきたいと。続くのかどうかですね。すぐ半年、1年では元に戻らんか
もしれないので、何年かかけて元に戻すということになると思いますが、
その辺の問題が多くありまして、単純に大丈夫ですよというふうには私
としては難しいなと思ってます。これに関して数日前に事務局に話を聞
きに行ったんですけども、基準と言いますか、年齢とか住所、資金、農
業機械とかのはっきりとした基準がないそうなんですよね。ある程度大
まかな基準を決められて、私どもが「いいんじゃないでしょうか」とか
言うのがあってもっと良いんですけども、今のままですと心象……心象
では悪いんですけども、感覚的なものの言い方をしてしまう恐れがあり
ますので、その辺も農業委員会のほうできちっと基準を決められてとい
うことを願います。

(事務局)

藤田委員、山本委員から質疑がございました件ですが、事務局も今回の

大分の農地については、実際どういう状況かというところはある程度把握しているところです。と言いますが、今回競売にかけられている農地については農地所有適格化法人になっていた [] が所有されてある農地が競売にかけられている状況です。他に [] と利用権を設定されて耕作されている農地につきましても情報を得ておりました、その農地についてもちょっと言葉が悪いのですが、耕作の仕方が悪かったせいで石がゴロゴロ出ているとか。山本眞二委員も言われたとおり、草の繁茂だけでなく石等の除去も必要になってくる農地と把握しておりましたので、申請者のほうにもそういう農地というのはご確認しているのですかと尋ねたところ、「分かっている。」と、分かったうえで農地を購入するということを確認させていただきました。なおかつ、その農地については適格証明をもって競売に参加されて、もし最高買取者になりますとその農地を3条で取得するということになります。飯塚市の取り決め事項の1年1作、許可を得て1年間は他のものに転用できませんよ。さらに1作は必ずしていただかないといけないというところがありますが、「簡単に作付けできるような農地じゃないですよ。」ということも念を入れて聞かせていただいて、必ず農地に戻して作付けを行うところまでやりますというご返事をいただいて、申請を受けさせていただいたところです。先ほど藤田委員から「3条で取得した場合、後日3条で審議していただくような形になると思います。」というご発言があったと思いますけれども、ここで「あなたは3条で取得する資格がある方ですよ。」という適格証明書を出して、もしその方が最高落札者になりますと、そのまま3条の取得の流れとなりますので、この場でご説明させていただきたいと思います。

(11番農業委員：藤田委員)

適格証明書が出されたら3条申請と同じになるということですが、その場合はですね農業委員や推進委員に農機具はどういうものを持っているか、 [] の田んぼを耕作して作れるのかどうか、その辺の確認させていただかないといかんと思うんですよね。そうしないと我々も荒れ果てた農地を元に戻して1年1作で作れるのかどうか、確認が必要やないですか。あと今まで [] が作っておった時も2、3年くらいほったらかしの状態で荒れ果てて、アワダチソウが1mも2mもなるくらいに草が生えている状態です。そういう田んぼを元々水稲が作れるような状態に戻すためには、山本委員も言われましたけど、かなり時間も工数もかかると思うんですよね。機械もある程度大きいものでないと、今まで [] が作った、ほんとに大きな機械、500馬力くらいのトラクターでどンドンしておったくらいの田んぼですからね。石もゴロゴロしとるし、そういう状態ですから農機具はどういうものを持ってあって、ほんとに [] の田んぼを作ることができるのか確認する必要があると思います。

	<p>(議長) 暫時休憩といたします。 ～休憩～</p> <p>(議長) 総会を再開いたします。</p> <p>(事務局) 今回適格証明書願についてご審議いただきましたけれども、地区の農業委員推進委員さんにも報告していただいて、審議の内容や農機具等の存在を確認していただいた後にもう 1 回審議していただくのが本筋であろうとなりましたので、今回の審議につきましては保留させていただきまして、来月の総会にかけさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>～異議なし～</p> <p>(事務局) この競売については、競売開始の日にちが 8 月 24 日からとなっておりますので、8 月 10 日の総会で審議いただければ十分間に合う時間となっておりますことを報告させていただきます。</p> <p>(15 番推進委員：葛原委員) 今の関連してですけど、売り手と買い手があるじゃないですか。そしたら土地のほうの住所の推進委員に話をもってくようにできないかと思うんですよね。結局、地元じゃない人が買ったらわからんからですね、逆になったらですね。地元の売り手ですかね、そちらのほうの推進委員に紹介してもらおうようにできんかなという相談です。</p> <p>(事務局) 今回競売にかけられる 5 筆については、先ほど申しましたとおり、大分の農地となっておりますので、大分の地区の農業委員及び推進委員にご説明いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>(議長) 事務局から提案がありましたが、今回は「保留にする」ということでございます。それでよろしいですか。</p> <p>～異議なし～</p>
審議結果	継続審議

議案第 35 号第 1 項 農地転用事業計画変更申請について

※議案第 37 号第 1 項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
変更前の事業計画に従った実施状況	一部造成完了	農地区分	1 種 (10ha 超の連坦) (集落接続)

当初転用者	[REDACTED]
承継者	[REDACTED]
当初事業計画	住宅及び倉庫建築敷地
変更後事業計画	駐車場及び資材置場
備考	昭和55年12月20日付け55飯農計829号にて許可を受けていたもの。 議案第37号第1項と関連。
造成	最大100cm程度の切土工、表土はクラッシャーラン敷。
進入口	申請地北東部に幅3.6mの進入路を設置。
土留め	特段の施工なし。
被害防除	申請地周囲の法面のセットバック箇所より80cmの防護柵を設置。
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、申請地西側に溜樹を設置し、VP管を經由し西側既存水路へ放流。
生活雑排水	なし。
工事計画期間	令和4年8月10日から令和4年11月10日まで
水利同意	[REDACTED]生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	計画変更申請が必要となったのは、転用許可後、施工完了まで至らず計画通りの使用を断念したため。
地区推進委員報告	※議案第37号第1項にてまとめて記載。
現地調査報告	
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第35号第2項 農地転用事業計画変更申請について

※議案第37号第1項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
変更前の事業計画 に従った実施状況	一部造成完了	農地 区分	1種 (10ha超の連坦) (集落接続)
当初転用者	[REDACTED]		
承継者	[REDACTED]		
当初事業計画	住宅用地		
変更後事業計画	駐車場及び資材置場		

備考	昭和 55 年 12 月 20 日付け 55 飯農計 830 号にて許可を受けていたもの。 議案第 37 号第 1 項と関連。
造成	最大 100 cm 程度の切土工、表土はクラッシャーラン敷。
進入口	申請地北東部に幅 3.6m の進入口を設置。
土留め	特段の施工なし。
被害防除	申請地周囲の法面のセットバック箇所より 80 cm の防護柵を設置。
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、申請地西側に溜樹を設置し、VP 管を經由し西側既存水路へ放流。
生活雑排水	なし。
工事計画期間	令和 4 年 8 月 10 日から令和 4 年 11 月 10 日まで
水利同意	██████ 生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	計画変更申請が必要となったのは、転用許可後、施工完了まで至らず計画通りの使用を断念したため。
地区推進委員報告	※議案第 37 号第 1 項にてまとめて記載。
現地調査報告	
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 36 号第 1 項 農地法第 4 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	████████████████████		
申請人	██████████ ██████████	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
転用目的 施設の概要	貸駐車場		
備考	隣接宅地 ██████ m ² を含め、計画面積は、██████ m ² となる。		
造成	現況を均す程度。造成後の表面は砂利敷。		
進入口	南側市道からの進入。		
土留め	北側及び東側において、コンクリートブロック擁壁を新設。		
被害防除	北側及び東側に高さ 60cm のフェンスを設置。		
雨水排水	主に自然流下。		
生活雑排水	なし		
工事計画期間	令和 4 年 8 月 20 日から令和 4 年 9 月 30 日まで		
水利同意	██████ 農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		

地区推進委員報告	(9 番推進委員：末永委員) 6 月 17 日に [] より連絡があり、申請者から現地で説明を受けております。特に水、排水の問題ですね。それから隣地、下に休耕地が 2 件ありまして、ここの所有者、 [] と [] からも承諾を得ているということでしたので問題ないかと思えます。
現地調査報告	6 月 28 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 37 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

※議案第 35 号第 1 項、第 2 項と関連、一括審議

土地の所在地	[]		
地目、面積	[]		
権利内容	所有権		
譲受人	[] []	農地 区分	1 種 (10ha 超の連坦) (集落接続)
譲渡人	[] []		
転用目的 施設の概要	駐車場及び資材置場		
備考	売買 議案第 35 号第 1 項、第 2 項と関連。		
造成	最大 100cm 程度の切土工、表土はクラッシャーラン敷。		
進入口	申請地北東部に幅 3.6m の進入口を設置。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	申請地周囲の法面のセットバック箇所より 80 cm の防護柵を設置。		
雨水排水	地盤浸透による自然流下。また、申請地西側に溜樹を設置し、VP 管を経由し西側既存水路へ放流。		
生活雑排水	なし。		
工事計画期間	令和 4 年 8 月 10 日から令和 4 年 11 月 10 日まで		
水利同意	[] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし。		
地区推進委員報告	(16 番推進委員：山本委員) 6 月 9 日代理人の [] の方がいらっしゃって、現地で図面等を見ながら説明を受けました。申請のとおり実施されれば問題なし。		
現地調査報告	6 月 28 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		

審議結果	許可相当
------	------

議案第 37 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	1 種 (10ha 以上) (集落接続)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1 棟 113.44 m ² 建ぺい率 30.65%		
備考	売買		
造成	最大 30cm 程度の切土工及び最大 20cm 程度の盛土工。		
進入口	北側市道からの進入。		
土留め	東側、南側においてコンクリートブロック擁壁を設置。		
被害防除	東側、南側において、高さ 80cm のフェンスを設置。 西側においては、法天端に植栽を行う。		
雨水排水	申請地内に溜柵を敷設し、北側水路へ放流。		
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和 4 年 8 月 15 日から令和 4 年 12 月 28 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	進入口において、水路開渠部分に自主施工にて U 型側溝(グレーチング蓋付き)を 9.8m 設置し、路肩及び水路部を含め 16.18 m ² 占用。 (令和 4 年 6 月 21 日 占用許可済)		
地区推進委員報告	(12 番推進委員：星野委員) 6 月 22 日、現地において申請者の代理人、赤間土地家屋調査士より図面等で説明を受けました。当該申請地は写真でもわかるように以前より休耕田となっており、この場所に申請者の個人住宅を建設する計画となっております。地元 [REDACTED] の生産組合からは条件付きで承諾となっております。条件としては、北側水路を年に一度以上清掃とのこと。申請者はこの水路、開渠部を U 字側溝の敷設を行う計画となっております。清掃の条件を遵守し計画どおり施工であれば問題ないと思います。		
現地調査報告	6 月 28 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 37 号第 3 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	資材置場		
備考	売買		
造成	現況を均す程度。		
進入口	申請地東側の隣接宅地（ [REDACTED] ）より進入路を設置。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	地盤浸透による自然流下、また申請地内の既存の U 型側溝を經由し西側の道路側溝へ放流。		
生活雑排水	なし。		
工事計画期間	令和 4 年 8 月 16 日から令和 4 年 9 月 15 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし。		
地区推進委員報告	(20 番推進委員：大隈委員) 6 月 20 日に代理人の赤間調査士から図面等で説明を受けております。現地はほぼ造成済みの状況で、後は敷き均す程度で終わるような状況でした。その中で水利とかそういったものは全部取れているという状況でしたので、問題はないかと思えます。		
現地調査報告	6 月 28 日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可相当		

議案第 37 号第 4 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)

土留め	申請地西側一部及び南東側一部にコンクリートブロック擁壁を敷設。北側、東側、南側及び西側一部において、L型擁壁及びコンクリートブロック擁壁を設置。
被害防除	申請地東側一部、北西側及び南側において、新設コンクリートブロック擁壁に高さ 60 cm のフェンスを設置。また、申請地北側、南西側及び南東側において、新設コンクリートブロック擁壁に高さ 80 cm のフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に溜樹、自由勾配側溝を設置し、北側既存水路へ放流。
生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、北側既存水路へ放流。
工事計画期間	令和4年8月25日から令和5年3月30日まで
水利同意	生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし。
地区推進委員報告	(26番推進委員：佐野委員) 本件は譲受人の と譲渡人の との間で農地の売買を行うものがあります。6月13日、生産組合として代理人の より文書により説明を受けました。譲受人の は譲り受けたのち、3棟26室の集合住宅を建設されるものです。説明どおりに施工されれば問題ないと思います。なお、地元関係者との打合せのうえ、承諾を得られていますので問題はないと思います。
現地調査報告	6月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第37号第6項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[Redacted]		
権利内容	使用貸借権		
借主	[Redacted]	農地 区分	2種 (10ha未満)
貸主	[Redacted]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 92.74㎡ 建ぺい率25.26%		
備考	なし		
造成	最大30cm程度の切土工。		
進入口	西側市道からの進入。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	特段の施工なし。		
雨水排水	申請地内に溜樹を敷設し、西側水路へ放流。		

生活雑排水	合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和4年8月10日から令和4年12月27日まで
水利同意	農区の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(9番推進委員：末永委員) 6月25日、所有者のより現地におきまして説明を受けております。その中で一番、水の問題がございますので、排水その他、雨水溜樹とか色んなものがございます、これにつきましては、農区長の了解を得ております。非常に、私もちょうど同じ隣組でございますけれども、若い人が中々家を建てて住むというのが無くてですね、地区としては世帯数が増えるということで喜んでおります。
現地調査報告	6月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第37号第7項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
借主 (発電者)		農地 区分	2種 (10ha未満)
貸主 (営農者)			
転用目的 施設の概要	建売住宅 18棟 1,331.14㎡		
備考	売買 令和4年6月23日付け都市計画法に基づく事前審査会終了。		
造成	最大110cm程度の盛土工		
進入口	西側市道から申請地内に進入路を敷設し、各分譲地へ進入。		
土留め	東側、北側においてコンクリートブロック擁壁を設置。		
被害防除	隣接する農地がないため被害防除の必要なし。		
雨水排水	申請地内に函渠型側溝を敷設し、南側一部の分譲地については、南側水路へ直接放流。他の分譲地については、西側、自由勾配側溝を経由して南側水路へ放流。		
生活雑排水	各分譲地に合併処理浄化槽を敷設。雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和4年10月1日から令和6年11月30日まで		
水利同意	生産組合の同意あり。		

第5条第2項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 系列会社からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	南側、法面部には土砂流出防止のため張芝を行う。また、法尻から水路までの間については、防草のため張コンクリートを施工する。
地区推進委員報告	(15番推進委員：葛原委員) 6月21日に申請者の[] 代理人、[] の [] から説明がありました。農地 []、[]、[] に建売住宅18棟を建てる計画です。横に4.5m ² 程の農道は利用せず、計画どおり施工します。周りに障害になるものはありません。
現地調査報告	6月28日の執行部による現地調査及び検討会について報告。特に問題なし。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第37号第8項 農地法第5条許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[]		
権利内容	使用貸借権		
借主	[] []	農地 区分	1種 (10ha超の連坦) (集落接続)
貸主	[] []		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1棟 89.37m ² 建ぺい率 37.71%		
備考	なし。		
造成	現況を均す程度。		
進入口	申請地南東側前面道路より進入。		
土留め	特段の施工なし。		
被害防除	申請地北西側及び北東側にコンクリートブロックを新設。		
雨水排水	申請地内に透水性舗装(ドライテック)を施し、地盤浸透による自然流下。		
生活雑排水	合併浄化槽を設置し、埋設管を經由し前面道路の既存側溝へ放流。		
工事計画期間	令和4年8月10日から令和4年12月31日まで		
水利同意	[] 生産組合の同意あり。		
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(20番推進委員：大隈委員) 6月14日に本人と現地で立会いをしております。申請人からは計画平面図等を使用して丁寧な説明がありました。水利等もとれてますので、説明されたとおり施工されれば問題はないかと思えます。		

参考事項	北側と東側を農用地に接しているが、南側が宅地、西側が山林に接しており、農用地を分断することはないため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和4年6月8日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第39号第2項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
申請理由	非農地証明申請
参考事項	令和4年6月8日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第39号第3項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
申請理由	店舗新設 建設会社 資材置場
参考事項	西側の一部及び北側を農用地、それ以外を宅地に接した農用地であり、農用地を分断することはないため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和4年6月8日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第39号第4項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■

土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
申請理由	共同住宅建設（賃貸住宅）
参考事項	南側と西側を農用地に接しているが、北側と東側を宅地に接しており、周辺地の宅地化が進んでいる農用地であることから、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和4年6月8日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

議案第39号第5項 農業振興地域整備計画の変更について

区分	除外
申請人	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
土地の所在地 地目、面積	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
申請理由	建設会社 資材置場
参考事項	北側、西側、南側は農用地であるが、東側は農用地外であり周辺地の宅地化が進んでいる農用地であるため、集団化等利用上の支障はないと思われる。 令和4年6月8日開催の農振協議会にて承認済み。
補足説明	なし
質疑・意見	なし
審議結果	除外して支障ない旨、市長に答申

協議第12号 農地法第3条申請・農地改良の同時申請について

説明	農地法第3条許可により取得予定（等積交換）の農地において、農地改良（畦畔の撤去、設置）の同時申請の取り扱いを協議するもの。
相談農地	■■■■■■■■■■（以下、■■■■■■■■■■） ■■■■■■■■■■（以下、■■■■■■■■■■）
相談事例	①「甲」が所有する■■■■■■■■■■を、「乙」が農地法第5条転用許可を得て借受け、「乙」が事業用地（倉庫等）を建設する計画を予定。 ②■■■■■■■■■■を転用計画に沿って分筆する際に、同時に残地■■■■■■■■■■（所有者「甲」）と■■■■■■■■■■（所有者「丙」）の整形を目的に分筆。 ③■■■■■■■■■■分筆部分と■■■■■■■■■■分筆部分を「甲」「丙」の間で、農地法第3条許可にて所有権移転し等積交換。 ④「甲」は残地■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■分筆部分を一体的に、「丙」は■■■■■■■■■■と■■■■■■■■■■分筆部分を一体的に耕作ができるよう、農地改良申請にて畦畔の撤去・新設を行う。

協議事項	申し合わせ事項では、原則として農地法第3条許可後は、1年1作後でなければ転用申請（農地改良を含む）等を認めていないが、今回の場合は、取得農地が狭小であり不整形であること、かつ農作業の効率の向上が目的であることから認めてよいか。
質疑・意見	なし
結果	決定

報告第23号第1項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年6月9日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年10月30日
結果	済		

報告第23号第2項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和4年6月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和4年6月20日
結果	済		

報告第 24 号 農地転用完了等の報告について

①前月中に

- (1) 完了予定日を迎えた転用案件
- (2) 完了確認を行った転用案件
- (3) 現況証明書を交付した転用案件

②今月中に

- (1) 完了予定日を迎える転用案件

③前月中に

- (1) 非農地証明を交付した案件

備考	なし
結果	済